

マイナンバーカードの交付促進・ 利活用等について



マイナちゃん

総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度に係るスケジュール

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度以降
既存住基システムの改修 (市区町村)	H27.10.5～ 連携テスト	マイナンバー(個人番号)の付番・通知			
	H28.1.1～	マイナンバー利用、マイナンバーカード交付			利用者証明用電子証明書の海外継続利用
		券面への旧姓併記のための準備・実現			
		H29.1～(後ろ倒し予定)	情報連携(国等)		
H26.4～	H28.1～	マイナポータル運用 (H29.7から本格運用)			
関係システムの整備・改修 (地方公共団体)	団体内連携テスト、国など、他機関との連携テスト(総合運用テスト)		情報連携 (地方公共団体)		
[マイナンバーカード利活用拡大に向けた目標時期]					
コンビニ交付サービス		H28.5～	コンビニ交付で、住所地と異なる本籍地の戸籍の証明書を取得可能に		
マイナンバーカードのスマホ読み取りの実現に向けた検討		H29.1～	マイナンバーカードをスマホで読み取り可能に		
		利用者証明機能のスマホへのダウンロードの検証・実現			
	H28.2～	母子健康情報閲覧サービスの提供(他の自治体への普及展開)			
		マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化の実現			
		対面・書面なく電子契約等を可能とする制度的措置の検討、システム基盤検証	政府調達においてマイナンバーカード及び法人番号を用いた入札参加資格審査申請等を順次実現		
公的個人認証サービス拡大に向けた検証(スマートテレビ、CATVを通じたアクセス手段の拡大、チケットレスサービス、保育所利用申請ワンストップサービス)					

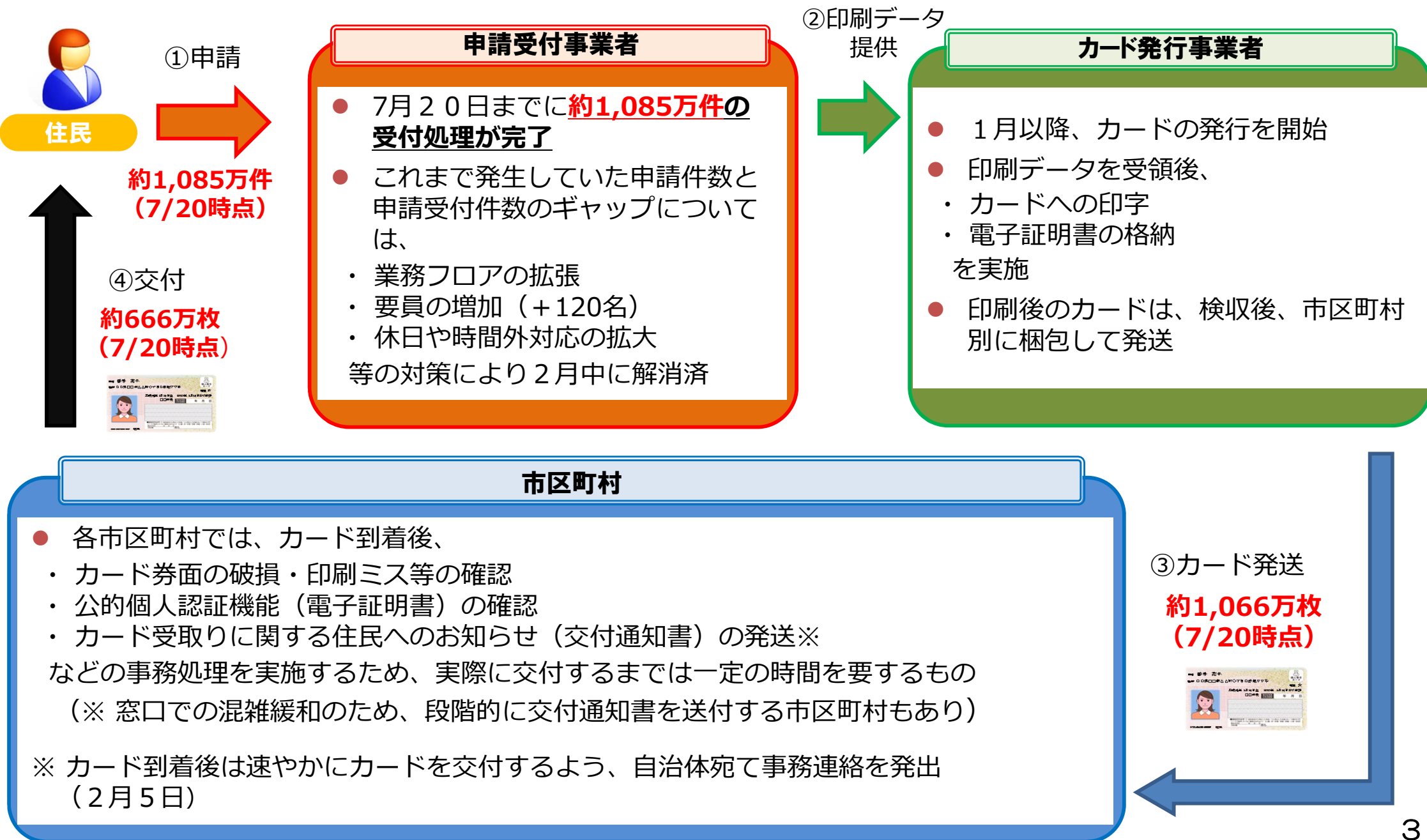
マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【7月20日（水）時点】

	累計数	1日当たり平均 (7月13日～7月19日)	1日当たり平均 (6月の1ヶ月間)
申請受付数	10, 845, 170	6, 910	8, 774
発送枚数	10, 658, 355	7, 420	9, 085
交付前設定 実施済み数	10, 120, 293	28, 079 (※土日、祝日除く)	49, 631 (※土日、祝日除く)
交付実施済 み数	6, 660, 163	41, 735 (※土日、祝日除く)	52, 740 (※土日、祝日除く)

マイナンバーカード申請受付・発行・交付の流れ

以下のフローにより、マイナンバーカードの申請受付・発行・交付が行われているところ



マイナンバーカード交付促進支援チームについて

1 支援チームの構成について

太田	直樹	総務大臣補佐官【チーム長】
平嶋	彰英	総務省自治大学校長【チーム長代行】
室脇	慶彦	株式会社野村総合研究所理事
真角	暁子	総務省参与
猿渡	知之	総務省大臣官房審議官
時田	繁	千葉市市民局区政推進課長
浅野	朋之	富山市市民生活部参事(市民課長)
塚本	智靖	金沢市市民局担当部長 兼 市民課長
上遠野	博之	地方公共団体情報システム機構個人番号センター個人番号カード部長
岸本	昌平	フューチャーアーキテクト株式会社執行役員テクノロジーイノベーショングループ
森田	青志	株式会社セールスフォース・ドットコム常務執行役員セールスフォース・インダストリー本部長
小倉	卓也	株式会社ジーシーシステム一部クラウドG担当次長
新井	伸介	富士通株式会社行政・文教システム事業本部第二ソリューション統括部第一ソリューション部シニアマネージャー
小松	正人	日本電気株式会社番号事業推進本部シニアマネージャー
菊田	篤史	株式会社日立製作所公共システム事業部全国公共システム第1本部アプリケーション開発第2部第1G主任技師

2 会合について

○第1回会合

【日時】 平成28年5月13日(金)14:30～16:30

【議題】

1. マイナンバーカードの交付に関する現状について
 - ・現状の説明 ・タスクの全体像
 - ・システム面の課題の抽出
 - ・危機における広報のポイント ・現場の課題 等
2. 今後の進め方について

○第2回会合

【日時】 平成28年5月24日(火)16:00～18:00

【議題】

1. マイナンバーカードの交付に関する現状について
2. マイナンバーカード交付促進マニュアル(仮称)について

○第3回会合

【日時】 平成28年5月30日(月)10:00～12:00

【議題】

1. マイナンバーカード交付促進マニュアル(案)について
2. その他

マイナンバーカード交付促進マニュアル概要①

1. 市区町村におけるマイナンバーカード交付計画の策定

✓交付を待つ国民の方々は「いつ頃自分の手元にカードが届くか」という情報を求めている。

⇒ このため、各市区町村において、滞留分の交付通知書送付完了時期目標や、人員・統合端末等の実施体制を盛り込んだ「マイナンバーカード交付計画」を策定・公表し取組を進めるべき。

(計画に盛り込むべき事項)

- ・ 滞留分のカード交付通知書送付完了時期目標
- ・ 目標を達成するために必要な1日あたり交付枚数見込み等
- ・ 必要な人員・端末・実施体制 等

⇒ J-LISのカード管理システムの対応能力とマクロの交付枚数見込みを比較検証しながら対応することが必要。

✓「マイナンバーカード交付計画」における目標設定

⇒ 写真付の公的身分証の必要性、多くの方に電子申請による確定申告を安心して行っていただくためには、「希望する国民が遅くとも年内にカード交付を受けられる計画」を策定すべき。

よって、「滞留分の交付通知書送付が完了する時期の目標は、遅くとも11月中」とすべき。

⇒ この提案を踏まえ、総務省としては市区町村に対し、6月中旬までに計画策定することを要請し、市区町村ごとの交付通知書送付完了時期目標などについて、とりまとめの上公表

2 計画策定にあたって検討すべき実施体制

(1) 人員体制・統合端末の確保

⇒ 交付前設定処理の加速、土日・時間外開庁や臨時交付窓口の設定のためには必須

(2) 土日開庁・時間外開庁

⇒ 交付可能日時のできる限りの確保、勤務等の事情で平日受取れない方への選択肢が必要

(3) 臨時交付窓口の設置

⇒ 交付可能枚数を引き上げるためには、本庁だけでなく支所・出張所などにも窓口を設置

※(1)～(3)とも、短期間で相当数のカードを交付するためには積極的に対応すべき事項

マイナンバーカード交付促進マニュアル概要②

3 計画策定にあたって参考とすべき効率的な交付手続きの工夫

取組事項	効果 等
予約システムの導入	交付通知書の送付抑制が不要、システムを活用した交付台帳管理が可能、前日における効率的な事前準備が可能
民間委託の実施	電話予約受付、交付通知書の送付などを民間委託することで、マンパワーを確保
窓口の分担	受付(書類審査)と交付(暗証番号設定等)窓口を分けることで端末を有効活用
暗証番号の事前検討依頼	順番待ちの間に暗証番号を考えていただくことで、混雑の解消につながる。
混雑具合の住民への周知	HP等において、午前中・月曜日・連休明けは混むことを周知することで、混雑の解消につながる。

4 総務省・J-LISが取り組むべき事項

(1) 総務省

- ・ マイナンバーカード交付事務費補助金の拡充
(統合端末の整備経費、予約システム、予約に係るコールセンターなどを補助対象経費とすべき。)
- ・ 交付前設定の抑制解除に向けた検討

(2) J-LIS

- ・ カード管理システムの処理能力増強
- ・ カード発行一覧表のデジタル化
- ・ システム操作性(インターフェース)の向上
- ・ コールセンターの応答要領改善
- ・ オンライントレーニングの充実

マイナンバーカード交付計画のとりまとめについて

主なポイント

- 本年5月31日に「マイナンバーカード交付促進マニュアル」を公表し、全市区町村に対しマイナンバーカード交付計画の策定を要請したところ、全市区町村で策定。
- 9割強の市区町村において本年8月までに、全市区町村において遅くとも本年11月までに、滞留が解消する見込みの計画となっている。
 - ・ 5月末時点で既に滞留が解消している市区町村は240団体
⇒ 8月末には1,665団体となる見込み。(全市区町村に占める割合は95.6%)
 - ・ 5月末時点での申請に対する交付通知書の送付率は70.5%
⇒ 8月末には94.5%となる見込み。
- 今後、滞留の解消見込みが遅い(概ね9月以降)市区町村に対しては、マイナンバーカード交付促進支援チームにおいて、個別に事情をお伺いし、必要な支援を実施。
- 各市区町村ごとの交付通知書発送完了目標見込みについては、6月17日(金)に全市区町村一覧、都道府県別の形で総務省HPにて公表。市区町村にも公表を要請。

交付通知書発送完了目標見込みについて

平成28年6月17日時点

交付通知書発送完了目標見込み時期別団体数について

(※)各数値は、各市区町村における現時点の見込みであり、申請数等、今後変動がありうる。

(単位:団体数)

交付通知書 発送完了目標 見込み	申請月								月	滞留解消し た団体数 (累積) (見込み)	割合	交付通知書 送付枚数 (累積) (見込み)①	申請数 (累積) (見込み)②	割合 ①/②
	2015年 10月	11月	12月	2016年 1月	2月	3月	4月	5月 以降						
送付済	1,737	1,723	1,649	1,487	1,368	1,215	990	240	5月	240	—	7,358,866	10,431,793	70.5%
6月中	3	17	69	173	223	265	384	853	6月	1,093	62.8%	9,240,660	11,492,040	80.4%
7月中	0	0	16	53	95	166	218	401	7月	1,494	85.8%	10,565,390	11,881,986	88.9%
8月中	1	1	7	22	41	61	93	171	8月	1,665	95.6%	11,602,625	12,272,124	94.5%
9月中	0	0	0	5	10	24	37	48	9月	1,713	98.4%	12,317,775	12,660,937	97.3%
10月中	0	0	0	1	3	8	17	16	10月	1,729	99.3%	12,881,189	13,050,621	98.7%
11月中	0	0	0	0	1	2	2	12	11月	1,741	100.0%	13,370,140	13,370,140	100.0%
合計	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	合計	1,741				

(※)滞留が解消した団体においては、カード申請から交付通知書の発送まで概ね1ヶ月以内で作業が実施される見込み

マイナンバーカードの発行等の実施(平成27年度補正予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H27年度補正予算(案) 278.6億円

マイナンバー制度を円滑に導入する上でマイナンバーカードの発行申請に遅滞なく万全に対応するため、マイナンバーカードの追加発行のためのカードの製造(1,500万枚)等や市町村におけるカード交付事務に対応するための予算措置を行うもの。

個人番号カード交付事業費補助金:213.5億円(平成27年度当初:443.2億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への通知カード・マイナンバーカード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助(補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード・交付申請書等の作成・郵送事業 16.5億円(267.0億円)
- ② マイナンバーカードの製造事業 62.2億円(51.3億円)
- ③ マイナンバーカードの申込処理・発行事業 134.0億円(109.3億円)
- ④ マイナンバーカード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 0.9億円(14.9億円)

※①のH27補正予算額には、通知カード・交付申請書の作成分、通知カード郵送分は計上していない

()内の数字は平成27年度当初予算額

【対象】

市町村

個人番号カード交付事務費補助金:65.1億円(平成27年度当初:40.0億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員等追加のための経費を対象)

【対象】

市町村

マイナンバーカードの発行等の実施(平成28年度当初予算案)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H28年度予算(案) 138.9億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行(500万枚)等を実施するための予算措置を行うもの。

個人番号カード交付事業費補助金:117.2億円(平成27年度当初:443.2億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への通知カード・マイナンバーカード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助(補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① マイナンバーカード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 0.6億円(0.7億円)
- ② 通知カード等の作成・発送事業 14.4億円(267.0億円)
- ③ マイナンバーカードの製造事業 26.4億円(51.3億円)
- ④ マイナンバーカードの申込処理・発行事業 71.9億円(109.3億円)
- ⑤ マイナンバーカード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 3.9億円(14.9億円)

※()内の数字は前年度当初予算額

【対象】

市町村

個人番号カード交付事務費補助金:21.7億円(平成27年度当初:40.0億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員等追加のための経費を対象)

【対象】

市町村

平成28年度 個人番号カード交付事務費補助金について①

1. 総額	91.4億円(平成27年度予算で平成28年度に繰越:69.7億円、平成28年度当初予算:21.7億円)
2. 補助対象経費	① 交付のための人件費:超過勤務手当等のうち個人番号カード交付事務による増加分(非常勤職員・派遣職員分含む) ② 申請時来庁方式による交付のための経費:個人番号カードの郵送費等 ③ 照会回答書の印刷費・郵送費 ④ 臨時窓口設置経費:会場借り上げ料等(公共施設で対応できない場合に限る) ⑤ DV被害者・震災避難者のための対応経費(個人番号カードの郵送費等) ⑥ 通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費: 調査に係る職員旅費、人件費(休日振替等ができずに休日の作業となった場合の手当増加分)、本人限定受取郵便を利用する場合の郵送代等 赤字: 今年度より新たに 対象とするもの ⑦ 交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための経費 ⑧ 個人番号カード交付促進のための経費(平成28年6月以降の導入、平成28年6月～12月発生経費に限る) ・ 端末等の追加整備に係る経費(普通交付税措置を超えて整備した端末等に限る) ・ 交付予約システムに係る経費 ・ 交付予約受付のためのコールセンターに係る経費 ※いずれもやむを得ず増加した経費に限る。
3. 算定方法	次の①、②、③の合算額 ① DV被害者・震災避難者のための対応経費 ② 通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費 ③ 対象経費の実支出額と実績交付枚数により算出した基準額とを比較して少ない方の額 なお、基準額の算出にあたっては、個人番号カードの交付方式により、4のとおり傾斜配分を行う
4. 交付方式による傾斜配分	基準額算出の基礎となる交付枚数: a～eの合計 a: 交付時来庁方式による交付枚数 × 1.00 (原則の方式) b: 申請時来庁方式による交付枚数 × 1.05 c: 申請時来庁方式(DV被害者・震災避難者対応)による交付枚数 × 1.00 d: 勤務先企業等による一括申請による交付枚数 × 1.10 e: 勤務先企業等に職員が出向く一括申請受付による交付枚数 × 1.20

平成28年度 個人番号カード交付事務費補助金について②

カード交付促進のための体制強化の内容	個人番号カード交付事務費補助金
◇ 端末等の追加整備	・ 普通交付税措置されている台数※を超える端末等は、新たに補助金の対象とする※※ [2. ⑧]
◇ 正規職員の時間外・休日勤務 ◇ 臨時職員の追加任用	・ 昨年度から補助金の対象となっている [2. ①]
◇ 交付予約制の導入 ・ 交付予約受付を [職員によって行う [コールセンターに委託して行う	・ 昨年度から補助金の対象となっている※※※ [2. ①] ・ 新たに補助金の対象とする※※ [2. ⑧]
・ 交付予約システムを導入する	・ 新たに補助金の対象とする※※ [2. ⑧]
◇ 市区町村独自の「必要な持参書類」等の案内を作成し、機構から送付される交付通知書はがきと併せて、封書にて住民に送付	・ 現在、交付通知書はがきのみを住民に送付する場合については、送付等に係る経費について、個人番号カード事業費補助金において措置されている ⇒左記の場合について、新たに個人番号カード事務費補助金の対象とする [2. ⑦]

※ 次に掲げる数式により算定した台数 【算式】 $Y = -0.001X^2 + 0.5972X + 3$ (小数点以下を四捨五入)
【算式の符号】 X=市区町村人口(平成27年1月1日現在、住基人口) ÷ 10,000

※※ 平成28年6月以降の導入、平成28年6月～12月発生経費に限る

※※※ 正規職員が通常勤務時間内に行う場合には、普通交付税措置がされているため、補助金の対象外

マイナンバーカードのメリット

行政

民間

マイナンバーを証明する書類として



○マイナンバーを証明する書類として
マイナンバーカードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面でマイナンバーの提示が必要となる。

券面
を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面
または
電子証明書
を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
マイナンバーカードに一元化

券面
または
アプリ
または
電子証明書
を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。
平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約
6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ
または
電子証明書
を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

電子証明書
を利用

民間

各種民間のオンライン取引／口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

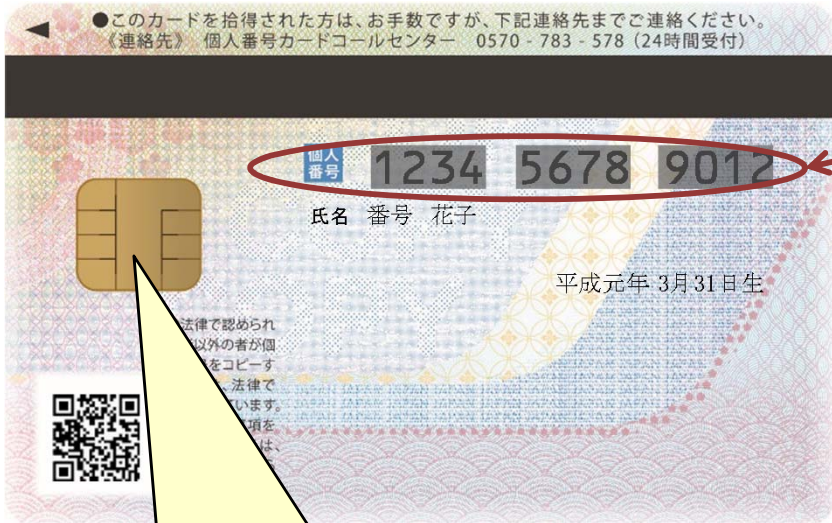
オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

電子証明書
を利用

マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R 2 2 2 2
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く
利用が可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分

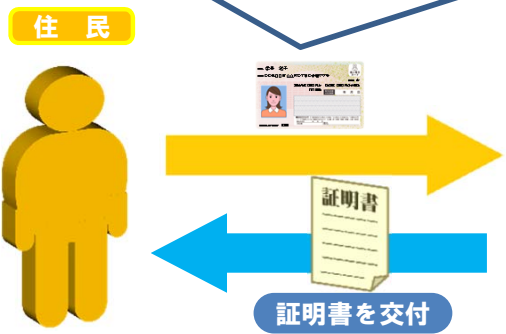


「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

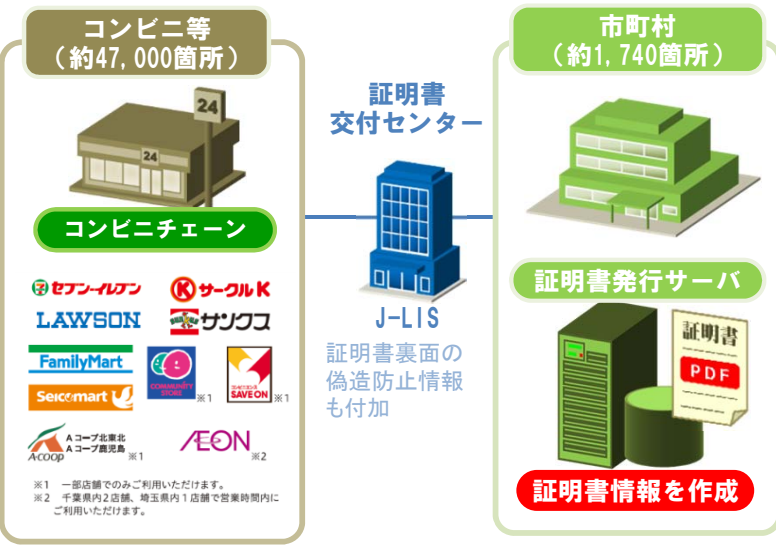
○全国のコンビニエンスストア（約47,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。

マイナンバーカード

- ◆H28.1から交付開始
- ◆交付手数料は無料



- 取得できる証明書
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・住民票記載事項証明書※
 - ・各種税証明書※
 - ・戸籍証明書※
 - ・戸籍の附票の写し※
- ※対応しない市町村もあり。



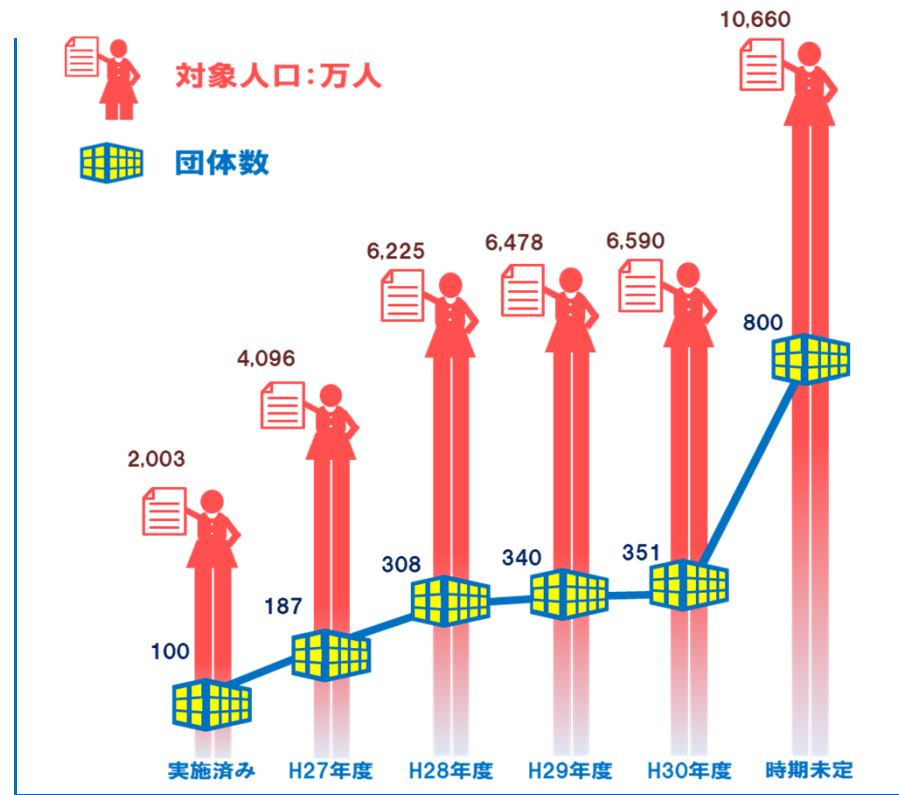
導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約47,000店舗で交付を受けられる

（参考）コンビニ交付に係る市町村へのアンケート調査結果

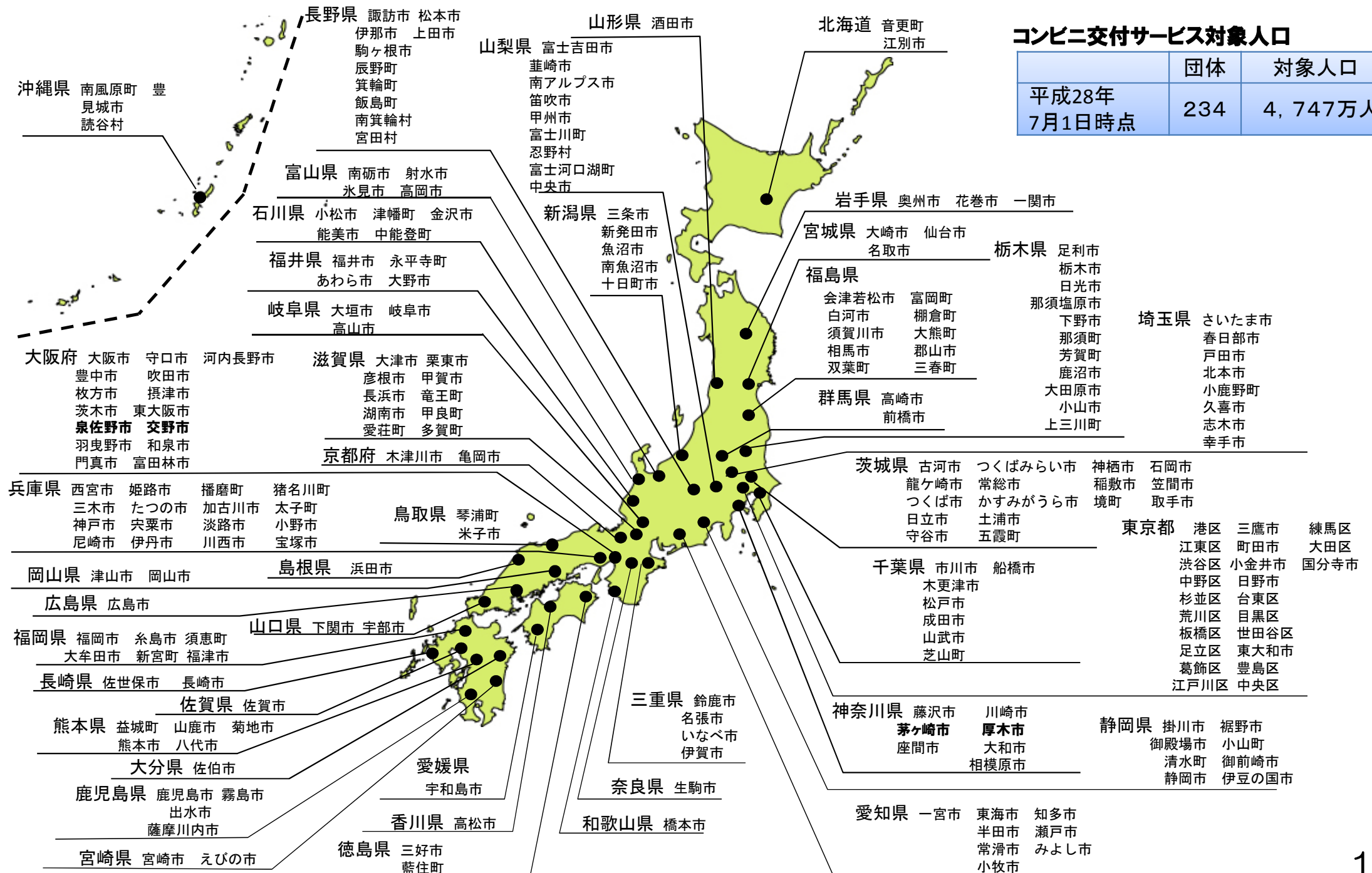


※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
実施済み団体数は平成27年6月1日現在。
対象人口は 平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

市区町村の参加状況

コンビニ交付サービス対象人口

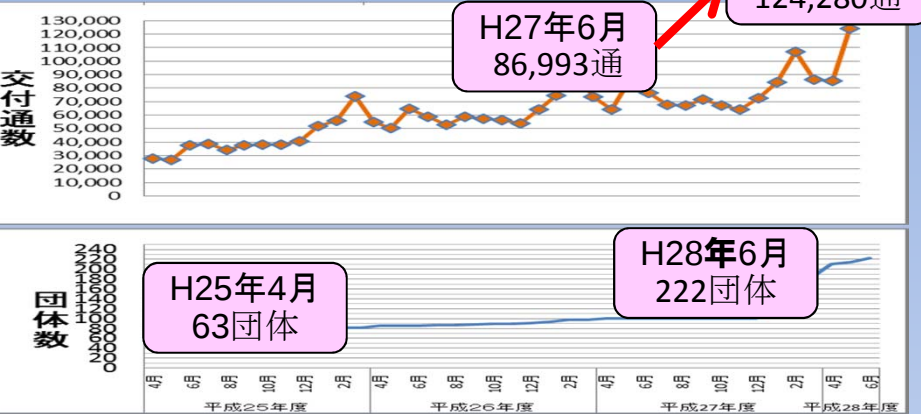
	団体	対象人口
平成28年 7月1日時点	234	4,747万人



コンビニ交付の利用状況

(平成28年7月1日速報値)

月別交付通数・団体数の推移 **約40%増** H28年6月 124,280通



過去14カ月の月別交付通数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
合計	64,087	86,993	76,291	67,588	67,181	71,637	67,062
団体数	100	100	100	100	100	100	100

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
合計	64,153	72,346	84,314	107,123	86,433	85,475	124,280
団体数	100	142	167	185	210	214	222

事業者別交付通数

No	事業者名	参入時期	月間交付通数	
1	セブン-イレブン	H22. 2. 2	67,367	54.2%
2	ローソン	H25. 4. 4	19,906	16.0%
3	サークルKサンクス	H25. 5. 27	6,756	5.4%
4	ファミリーマート	H25. 9. 2	21,873	17.6%
5	Aコープ北東北	H26. 4. 24	1	0.0%
6	セコマ	H26. 9. 1	49	0.0%
7	イオンリテール	H26. 9. 1	2	0.0%
8	国分グローサースチェーン	H27. 2. 2	25	0.0%
9	エーコープ鹿児島	H27. 7. 16	0	0.0%
10	セーブオン	H27. 8. 26	35	0.0%
11	庁内設置(21団体)	H27. 7. 20	8,266	6.8%
合計			124,280	100.0%

年度別交付通数

種別	累計	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	1,367,057	53,750	112,343	259,500	360,944	432,348	137,707
住記載	4,638			228	1,260	2,213	937
印鑑	1,239,345	55,938	115,669	215,581	326,237	393,904	122,488
税	120,179	68	3,686	12,478	31,075	46,253	26,619
戸籍	69,506	224	4,003	12,433	20,518	24,643	7,685
附票	7,410	42	321	1,241	2,103	2,951	752
合計	2,808,135	110,022	236,022	501,461	742,137	902,312	296,188

交付割合(交付通数の多い市区町村 ー平成28年5月実績ー)

	全体	1位 宮崎市	2位 豊中市	3位 足立区	4位 西宮市	5位 市川市
月間交付通数	85,475	7,640	4,194	3,012	2,824	2,823
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	46.5%	32.7%	47.3%	49.1%	46.3%	50.0%
他市区町村でのコンビニ交付割合	19.8%	3.1%	28.6%	23.4%	27.9%	31.7% ⁷

住所地と本籍地が異なる場合でも戸籍証明書の取得が可能に(導入を推進)

◎住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before(郵送請求による場合)

<交付を受けるために必要な物>

本人確認書類の写し、交付手数料、
請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

- ① 請求書の記入
- ② 請求書等の送付
記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。
- ③ 請求書の審査
本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。
問題なければ、戸籍証明書等を交付する。
- ④ 戸籍証明書等の発送
本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を
請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回**必要

負担大

- ⑤ 戸籍証明書等の受取り

After(コンビニ交付による場合)

<交付を受けるために必要な物>

マイナンバーカード、交付手数料

- ① 利用登録申請
キオスク端末申請とインターネット申請の両方に対応。
- ② 利用者登録
本籍地の戸籍担当者は申請情報を確認する。
問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは**初回のみ**

負担小

- ③ 戸籍証明書等の交付(2回目以降はここから)
コンビニに設置されている端末を操作して、
交付した戸籍証明書等を受取る。

導入のメリット

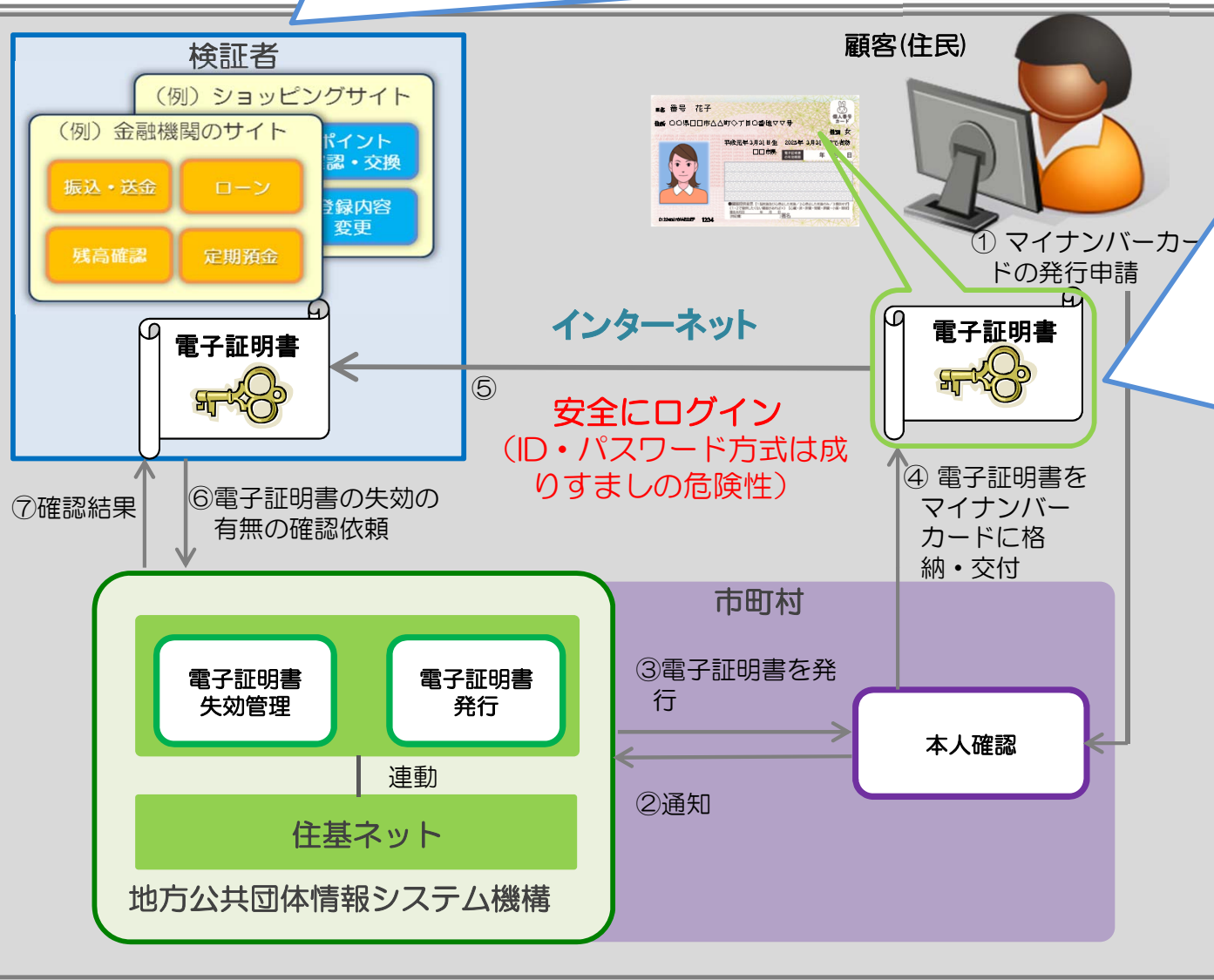
- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
- ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。

<参考> 郵送請求: 1~2週間 コンビニ交付: 初回のみ利用者登録のため数日(2回目以降は随時)

公的個人認証サービスのイメージと制度改正(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

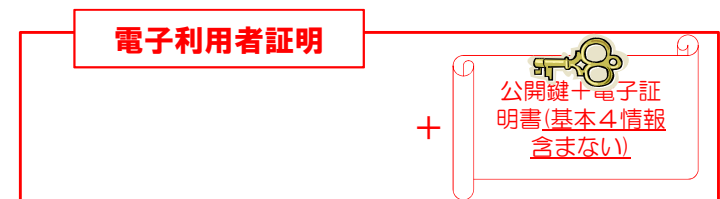
◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について（その①）

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。（2016年1月1日～）
- ・ 2016年7月11日時点で以下の6社について大臣認定を行っている。

1. テレビとマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用

日本デジタル配信株式会社（JDS）

① 法人の概要

2月12日認定

ケーブルテレビ事業者向けに、映像配信サービスを行うための共通的な基盤を提供する業務を実施。

（例 ケーブルテレビ向けデジタル放送配信サービス（CS番組））

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード（公的個人認証サービス）を使って、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。（実証実験）

一般社団法人スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構（スマテレ機構）

① 法人の概要

2月12日認定

マイナンバーカード（公的個人認証サービス）とスマートテレビを使ったサービスについて、関係事業者で利用可能なシステム基盤の提供等の業務を実施。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード（公的個人認証サービス）と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所における避難状況確認を行う。（実証実験）

2. マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用した地域住民サービス

一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）

① 法人の概要

2月12日認定

マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用して、地域における母子健康、医療、福祉をはじめ、住民が日常的に利用する様々な情報を提供するためのシステム基盤を運営。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

本年3月より、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスや、前橋市（群馬県）の医療機関間におけるデータ連携を実現するシステム運用を実施。



マイキーくん

3. プラットフォーム事業(※)を担う民間事業者としての認定

NTTコミュニケーションズ株式会社

4月28日認定

① 当面の公的個人認証サービスの活用場面

本年9月より、自社のMVNO事業者(OCN)の利用者登録場面において、電子署名及び署名用電子証明書を用いた本人確認及び、署名用電子証明書に記録された基本4情報を活用した利用者登録フォーマットへの正確な情報記入を実施していく予定。

その他、金融機関における口座開設の際の本人確認等についても、公的個人認証の活用について、今後営業を行っていく予定。

株式会社NTTデータ

7月11日認定

① 当面の公的個人認証サービスの活用場面

本年夏から、公的個人認証を利用したオンライン本人確認の機能を提供するクラウドサービス「BizPICO®」をプラットフォームサービスとして開始予定。まずは、住宅ローン契約代行事業者の本人確認業務での活用が見込まれている。

その他、金融機関における口座開設、クレジットカードや携帯電話の利用申し込み及び保険契約の諸手続き等の厳格な本人確認や、年金保険の現況確認、及び、利用者認証機能を活用した様々なサービスにも展開予定。

GMOグローバルサイン株式会社

① 当面の公的個人認証サービスの活用場面 5月25日認定

本年9月より、公的個人認証を活用した「オンライン本人確認サービス」を開始予定。

まず、証券金融業を行うグループ会社の口座開設時の本人確認業務での活用が見込まれているが、その他、他の金融事業や盗品流通防止の観点から古物営業事業等における本人確認にも拡大予定。

また、公的個人認証の電子証明書の失効を契機として、ユーザーの氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、いわゆる現況確認の実施も想定。

○ 現在は、公的個人認証サービスのプラットフォーム事業を行おうとする民間事業者の大臣認定が相次いでおり、更に大臣認定申請及び大臣認定が続く見込みである。

○ 国のみならず、これらのプラットフォーム事業者も、公的個人認証サービスの魅力を各民間事業者に説明し、その利用を積極的に働きかけており、オンラインバンキングなどのインターネット取引をはじめ、銀行、クレジット、携帯電話、生保などの各分野において、サービス利用の検討が積極的に行われている。

※プラットフォーム事業・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業

ケーブルテレビ及び電子私書箱を活用した年金支給に係る現況確認

JPKIを活用することで、利用者にとって何が変わるか

利用者は、終身年金に係る現況確認について、行政窓口に出向き生存証明を取得する必要がなく、**自宅からケーブルテレビを通じてリモコン操作で行うことができます。**

JPKIの活用サービスを提供する事業者のメリット

生命保険会社は、**現況確認届の印刷、郵送コストを削減**でき、**人手による生存確認の手間を削減**できます。

ケーブルテレビ局

ジュー・テレコム

イツ・コミュニケーションズ

コミュニティネットワーク
ひまわりネットワーク

バイ・コミュニケーションズ

宮崎ケーブルテレビ

地方公共団体

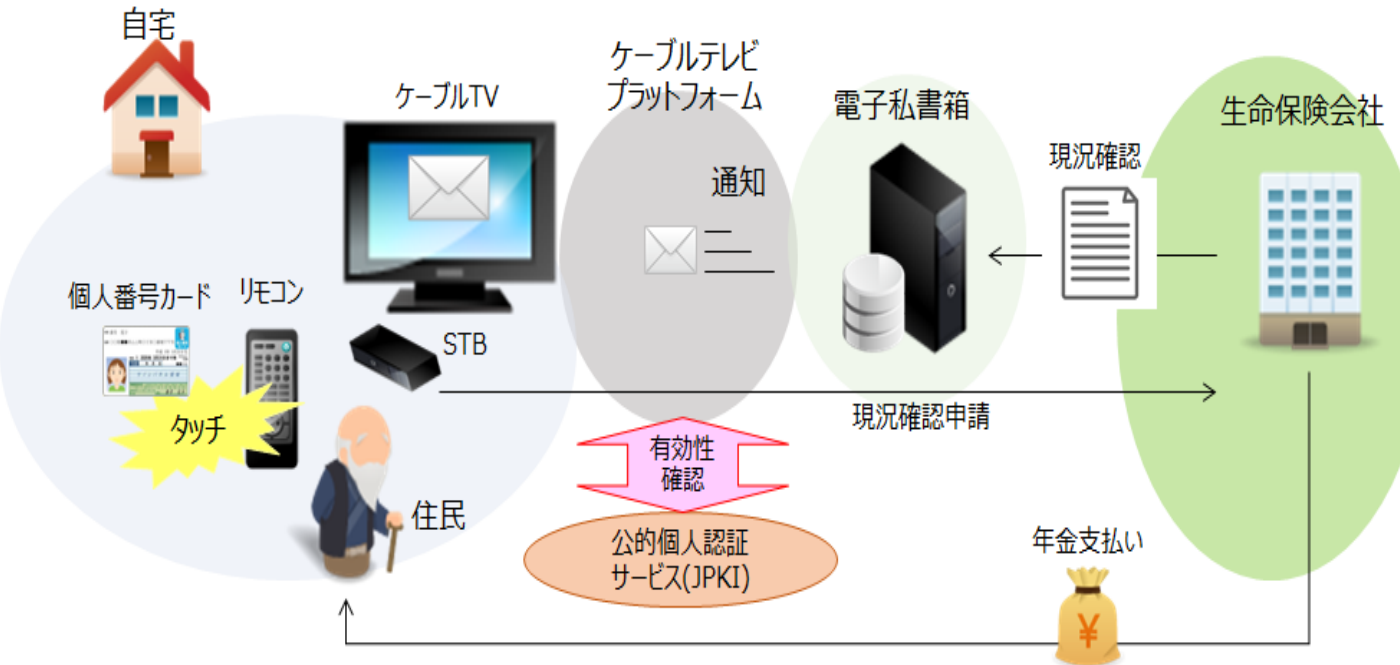
東京都杉並区

神奈川県横浜市緑区

愛知県豊田市

兵庫県西宮市

宮崎県宮崎市



STB事業者

パナソニック

KDDI

共通認証PF事業者

日本デジタル配信

電子私書箱事業者

日本郵便

生命保険会社

日本生命(他1社)

業界団体

日本ケーブルテレビ連盟

検証内容

- ✓ 利用者のユーザビリティ（画面、リモコン操作）の検証
- ✓ 各サービス（ケーブルプラットフォーム、電子私書箱、生命保険会社）間のインターフェースの検証

母子健康情報提供サービス

事業概要

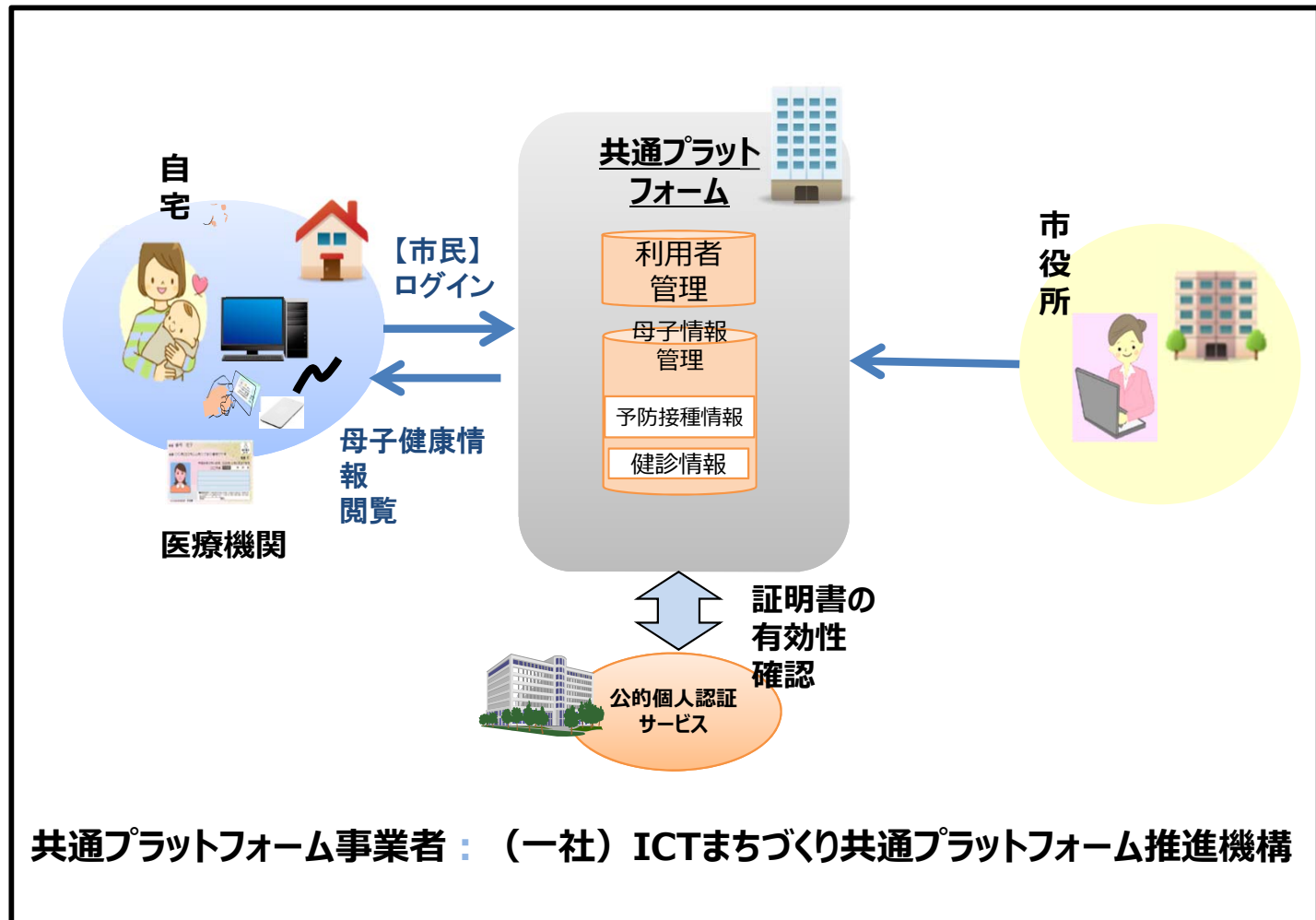
- 利用者は、マイナンバーカードを使って母子健康情報サービスの利用申請を行うとともに、母子健康情報を電子的に閲覧する。

利用者のメリット

- 予防接種記録、歯科検診記録、健診記録等、保健センター、小学校等における一貫した子供の健康情報を保存、閲覧可能

自治体のメリット

- 予防接種の接種漏れ防止



テレビを通じた避難勧告及び安否確認サービス(実証実験中)

事業概要

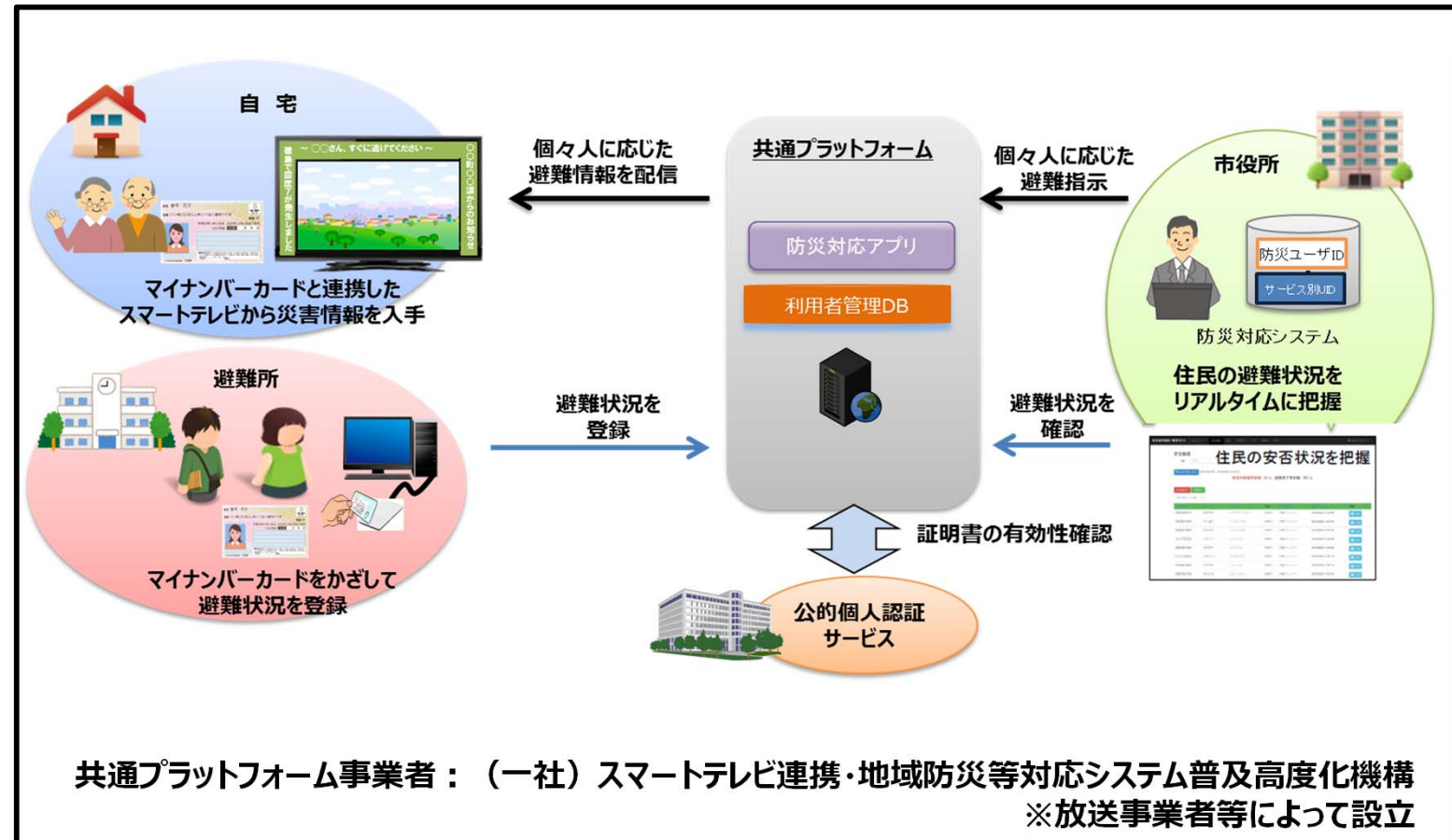
- あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカードと連携したスマートテレビに当該個人に適した災害情報を表示。
- 避難所でマイナンバーカードをかざすことで、自治体において住民の避難状況をリアルタイムに把握。
 - 公的個人認証サービスとスマートテレビを連携させた情報配信基盤、地域住民避難状況管理システムの構築。

利用者のメリット

- 自宅のテレビに災害情報（「●●さん、逃げてください」等の情報）が表示され、利用者は避難所へ迅速に移動。

自治体のメリット

- 地方公共団体は、住民毎に迅速に災害情報等を伝達。
- 住民の避難状況を効率的に確認。



先行導入事例 コンビニ交付サービスの基盤の活用

- コンビニ交付サービスで構築された基盤が有する署名検証・電子証明書有効性確認などの機能を、地方公共団体の他のサービスでも活用することができるよう検討を行い、平成29年度からのサービス開始を目指す。

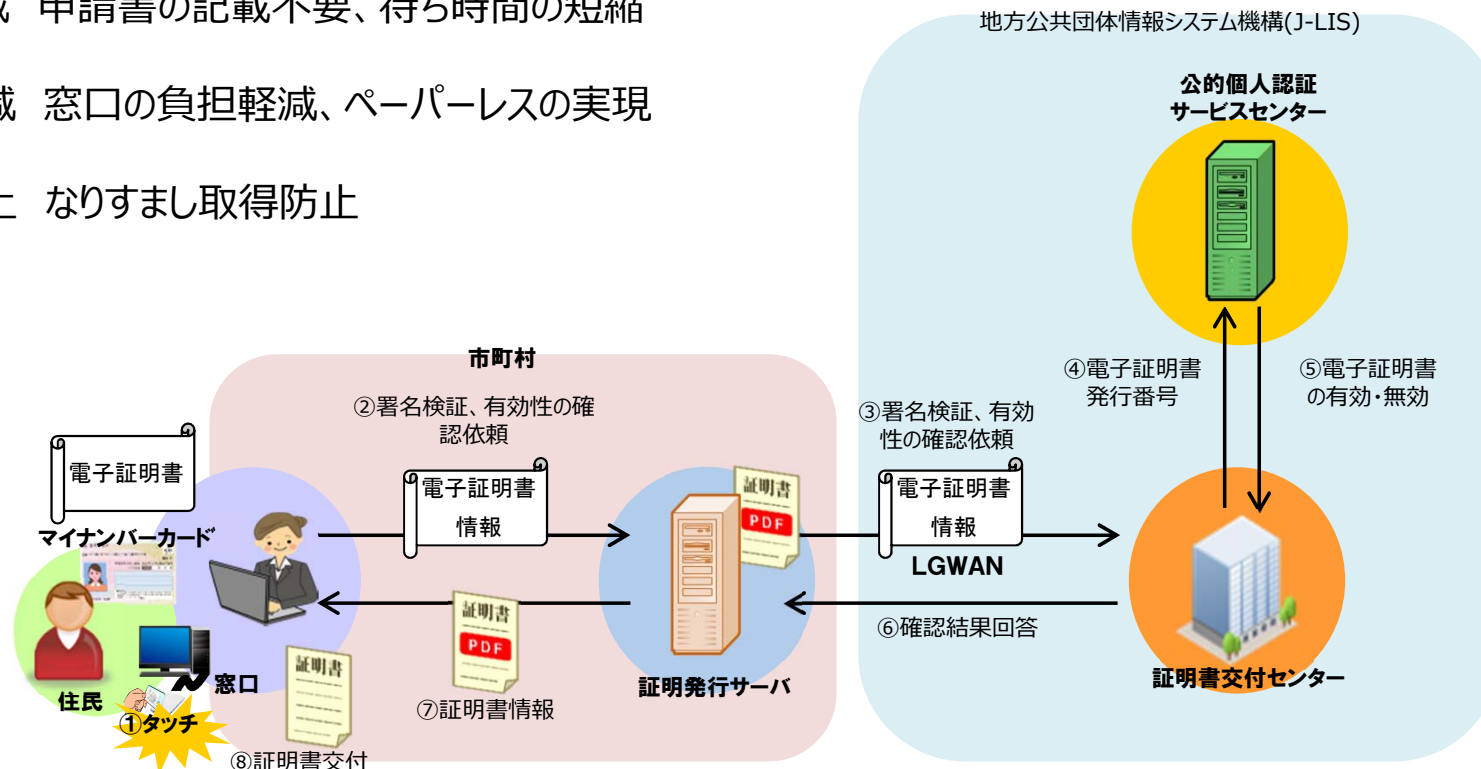
【目標時期】2017年度

【実施地域】全国

【実施主体】地方公共団体情報システム機構、地方自治体

【主なメリット】住民が、市町村窓口での各種交付申請を、マイナンバーカード（公的個人認証）によりできるようになる※。
（※市町村の対応も必要。）

- 住民の負担軽減 申請書の記載不要、待ち時間の短縮
- 行政のコスト削減 窓口の負担軽減、ペーパーレスの実現
- セキュリティの向上 なりすまし取得防止



※市町村とJ-LIS間については、LGWANを利用した通信

国外転出後の利用者証明用電子証明書の利活用シーンについて

＜利活用シーン案＞

国外転出後の 継続利用

利用者証明用
電子証明書



※国外転出とともに、マイナンバーカードは廃止、署名用電子証明書は失効



※利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードは2019年中の実現に向け検討・協議中

①マイナポータルの利用

(例) 情報提供等記録の閲覧
政府広報等プッシュ型お知らせの提供



海外在留時でも行政サービスの利用及び提供を受けることが可能に。

②行政手続での活用

行政手続のオンライン利用が海外でも可能に。
(年金、税分野など)



③各民間事業者のサービス利用

(例) 銀行口座の残高確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人認証を実施。



一定の行政及び民間サービスを
海外在留時も受け続けることができるようになり、
在外邦人の生活の利便性向上に資する



利用者証明用電子証明書の国外転出後の継続利用の実現方策

【国外転出時のマイナンバーカードの取扱い（現行）】

- 現行制度では、電子証明書の有効期間は、マイナンバーカードの有効期間とリンクしており、マイナンバーカードが返納等により廃止された場合は、電子証明書も失効。
- 国外転出者については、海外への転出届と併せ、マイナンバーカードの返納届も提出することとされており、この返納届を受けた市町村はカード管理システム上のマイナンバーカードのステータスを「廃止」とし、マイナンバーカードを廃止（マイナンバーカード廃止時点で、電子証明書も連動して失効）した上で、マイナンバー確認用にマイナンバーカードを本人に返却するもの。

2019年中の実現(※)を目指し、**利用者証明用電子証明書とマイナンバーカードの有効性の連動部分及び国外転出時の本人確認情報の送信方法**について、検討が必要（法令改正・システム改修）

※「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）等

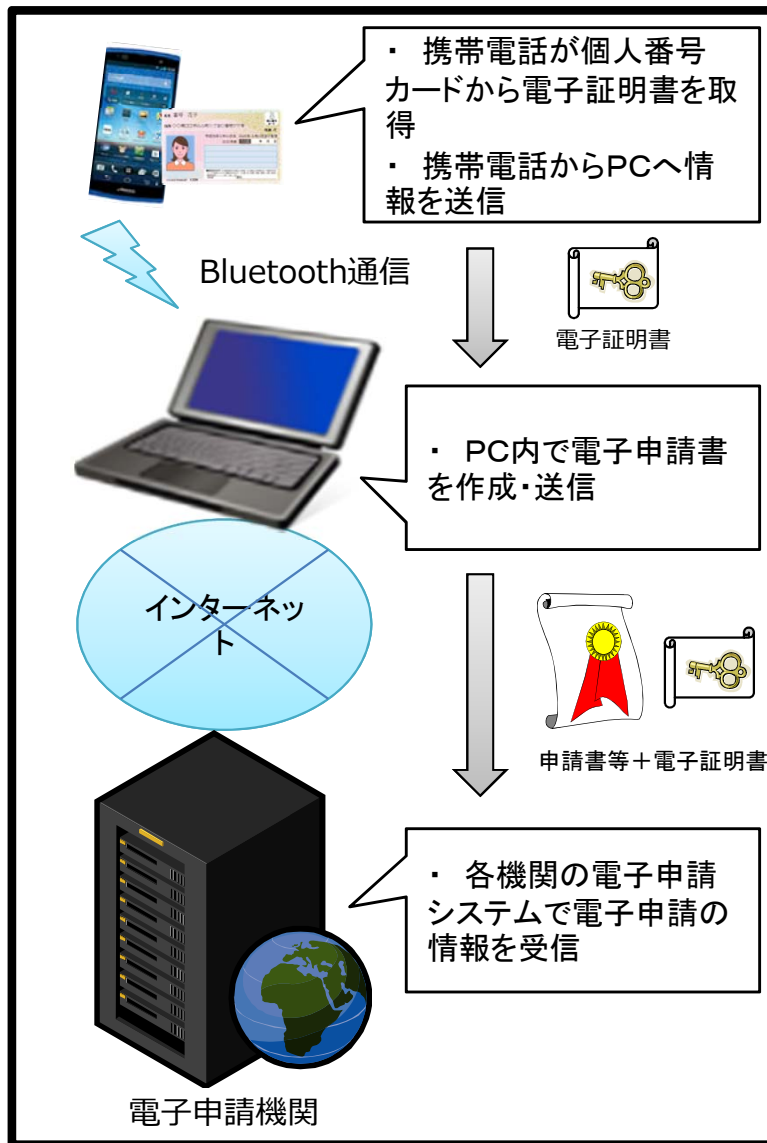
国外転出時の整理案

- ① 国外転出時について、マイナンバーカードについては券面を更新できないため、失効することとする。
- ② 国外転出時は、マイナンバーカードの返納届を提出し、カード管理システムで廃止の処理を行う。
（マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は失効。）
- ③ 廃止された「マイナンバーカード」のICチップに利用者証明用電子証明書（有効期限は5年間）を新規で格納する。（法令改正、システム改修ともに必要）

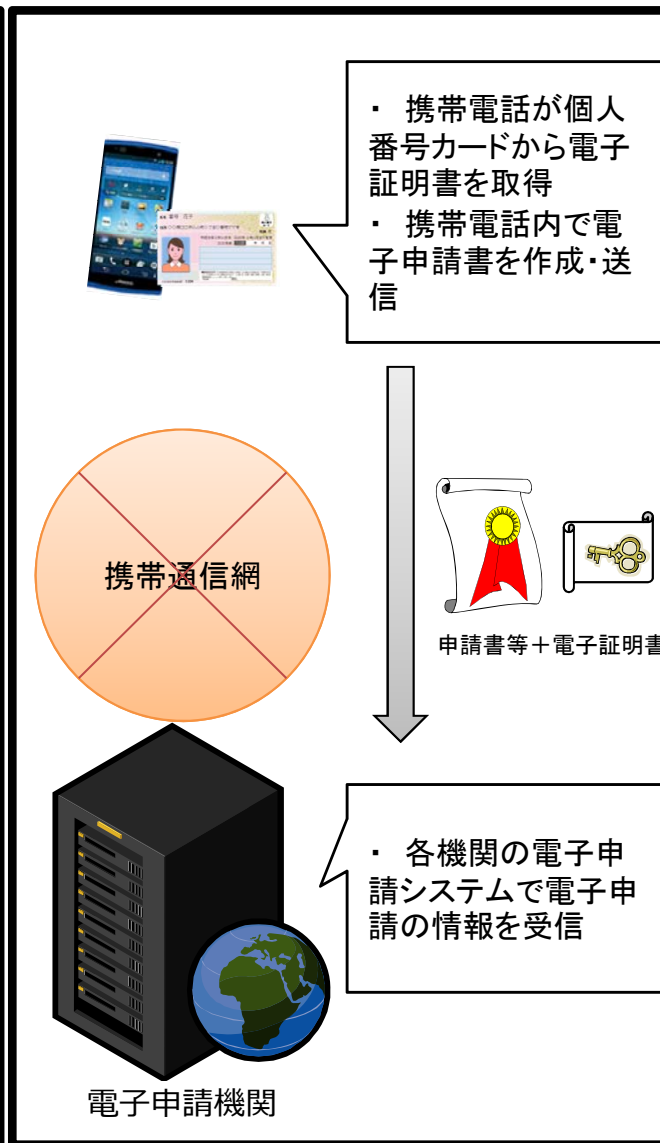
国外転出時に有効な利用者証明用電子証明書の継続利用が可能となる。

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

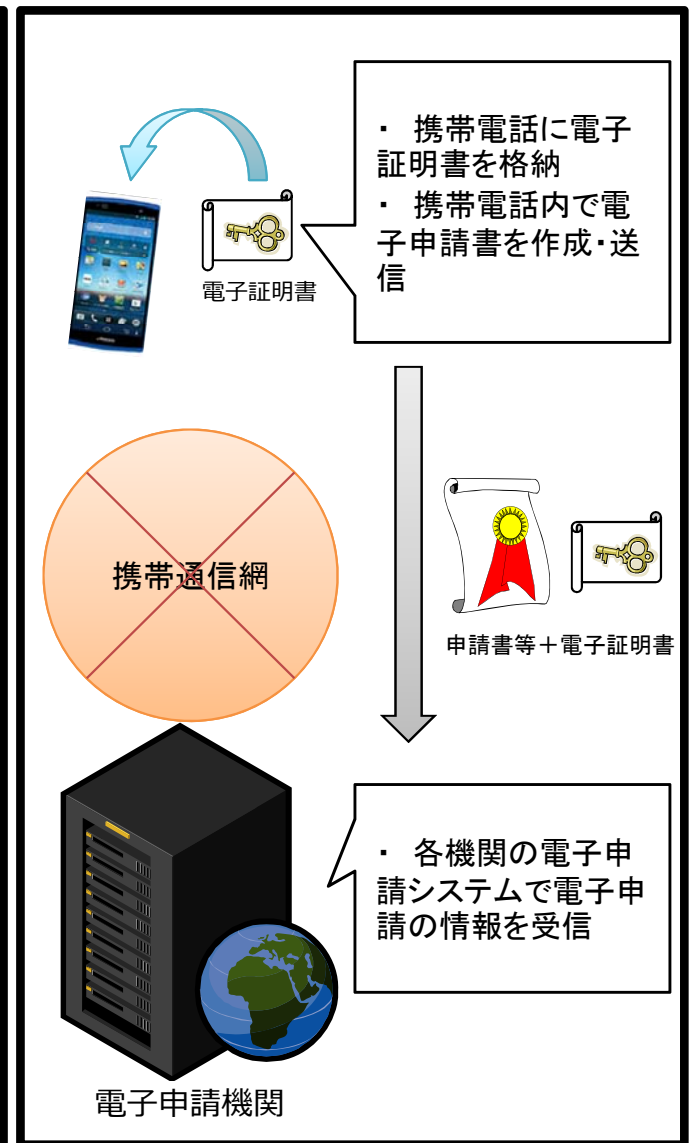
【方式1】携帯電話をICカードリーダーとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討、携帯機器事業者との調整等、携帯導入に向けた検討項目が多数存在することから、方式1及び方式2について先行して検討。

マイナンバーカードを活用した地域活性化戦略（案）

～民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用～
※マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革 （自治体クラウドの強力な推進による低コスト化）

③地域経済の活性化・好循環拡大 （自治体ポイント等を通じた需要増大）

市区町村

公共施設等利用者カード

図書館・美術館カード
スポーツ施設利用カード
公共交通カード
駐輪カード
講座受講カード
市民ひろば利用カード 等

自治体ポイントカード

子育て支援ポイント
ボランティアポイント(介護等)
長寿祝い券/ポイント
健康増進ポイント
生涯学習ポイント
イベント参加ポイント 等

マイキープラットフォーム(注)

自治体クラウド
を活用し経費率
を低減

自治体ポイントの
住民還元率 UP

民間資金の地域導入
（支援ポイント）

たまったクレジット
カード等のポイント
を地域で活用

自治体ポイント

商店街など

需要拡大
好循環

まちなか
公共施設

地元の逸品等

プレミアム商品

イベント

商店

① 1枚で様々なサービス利用が可能 （マイナンバーカード）

〔例〕鹿児島県内 主要15種(278万枚)
豊島区 22種(65万枚) など

ポイント年間発行推計
（最少）
クレジットカード
2,090億円
航空会社(主要2社)
595億円
等

2013年度 野村総研推計

総務省

連携

経済産業省
（中小企業庁）

(注)
マイナンバーカードを
様々なサービスを呼び出す
共通ツールとして利用する
ための情報基盤

医療等分野における番号制度の導入

日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

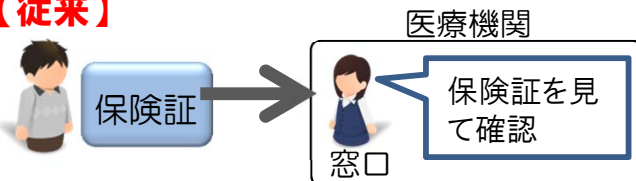
○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、**医療等分野における番号制度を導入**する。
【2018年度から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、**医療等分野における番号の具体的制度設計**や、固有の番号が付された個人情報の取扱いルールを検討する。【**本年末までに一定の結論を得る**】

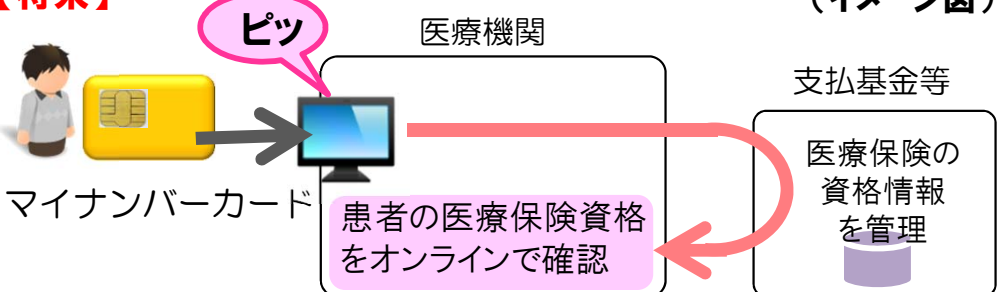
マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にする

- マイナンバーカードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。（オンライン資格確認）

【従来】



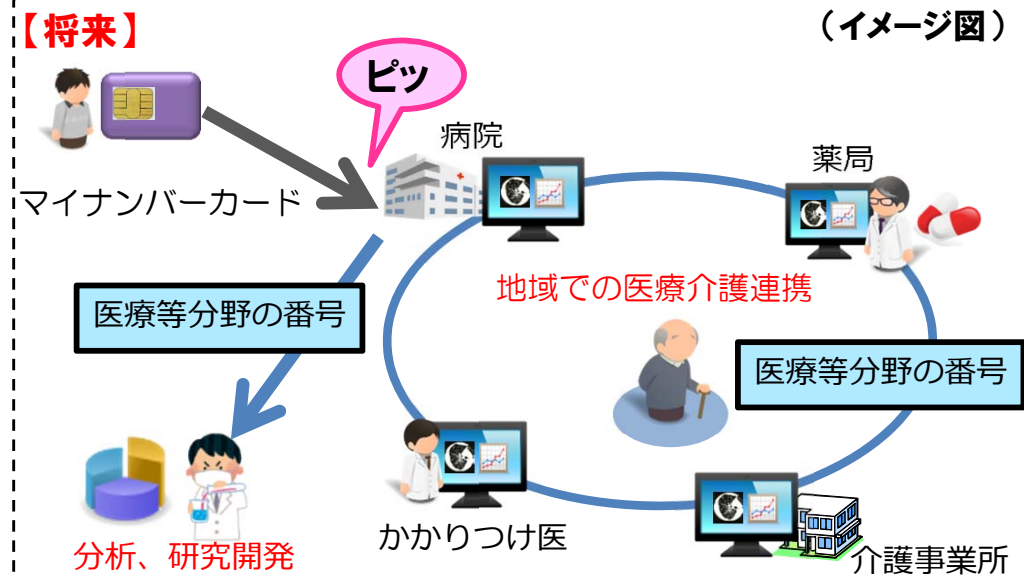
【将来】



医療連携や研究に利用可能な番号の導入

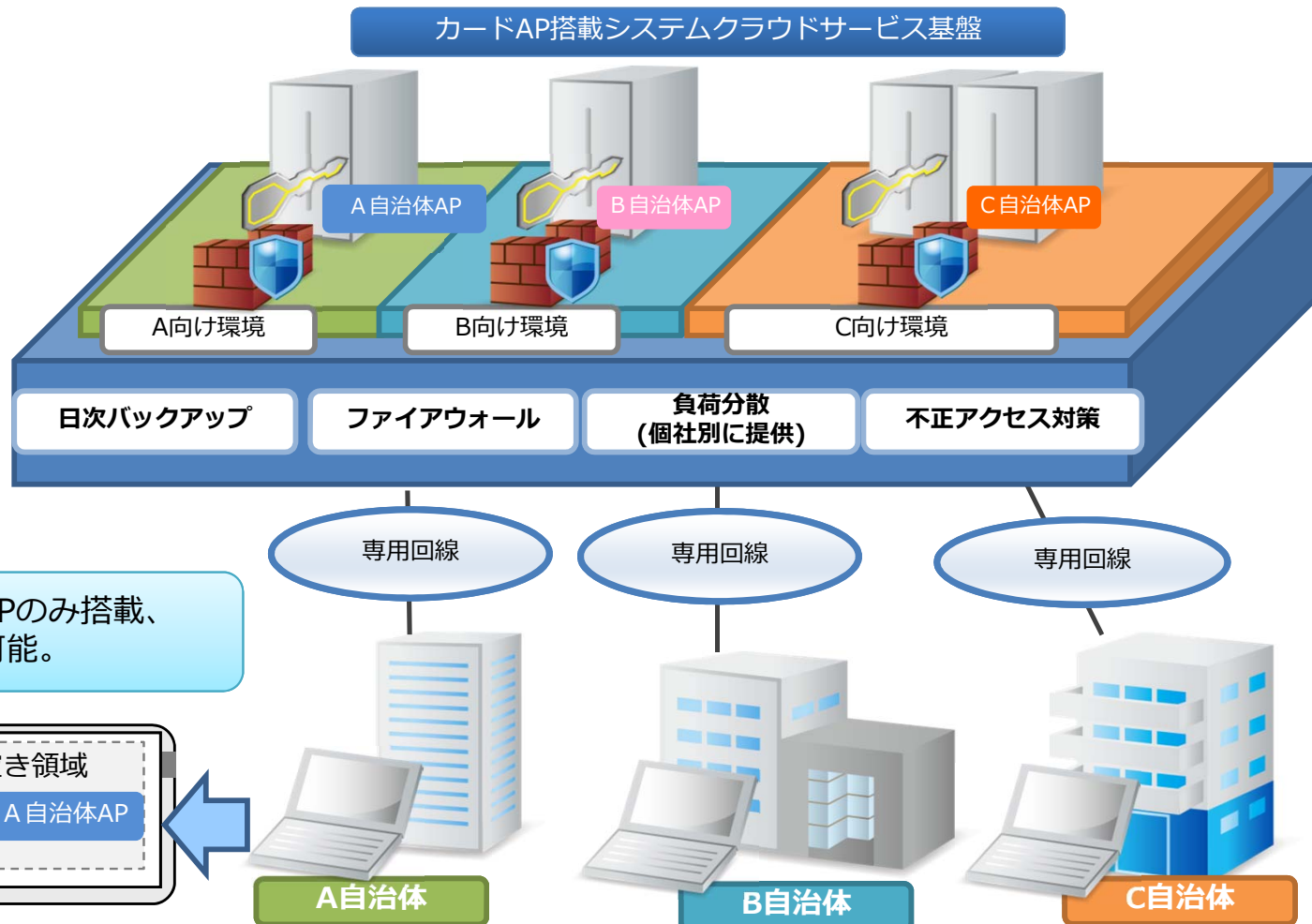
- 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入

【将来】



マイナンバーカードへのアプリ搭載について

- 個人番号カードの拡張利用領域にアプリケーションを搭載するためには、個人番号カードAP搭載システムの導入が必要。
- 個人番号カードAP搭載システムについては、本年10月～利用が可能となる見込み。
- 導入を検討される団体については、地方公共団体情報システム機構のHPより「個人番号カードアプリケーション搭載システム導入検討の手引き」を入手し、導入のフローを確認。
- 導入の方式としては、地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービスを活用するものと、オンプレで導入するものと2つの方式から選択可能。
- ※ 個人番号カードの条例利用領域（地域住民を対象としたサービスに係るアプリを搭載する領域）については、住基カードと同様に、標準AP搭載システムを使って、アプリを搭載する。



SP鍵は、セキュリティの確保された環境下で、機構が安全に保管する。
→セキュリティ上の危険性が生じない。

導入自治体はクラウドサービスの利用申請をJ-LISに対して行い、クライアント端末と専用回線を準備する。
→カードAP搭載システムをそれぞれ用意する必要はない。
→個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ利用に係るコストの削減ができる。

マイナンバーカード等への旧姓併記

住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

→住民基本台帳法施行令やマイナンバー法施行令等の改正、システム改修が必要

＜最近の閣議決定等で盛り込まれた内容＞

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（H28.5.13男女共同参画会議）

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

※ 女性活躍加速のための重点方針2016(H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部決定)においても同様の記載あり。

○世界最先端IT国家創造宣言（H28.5.20閣議決定）

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2閣議決定）

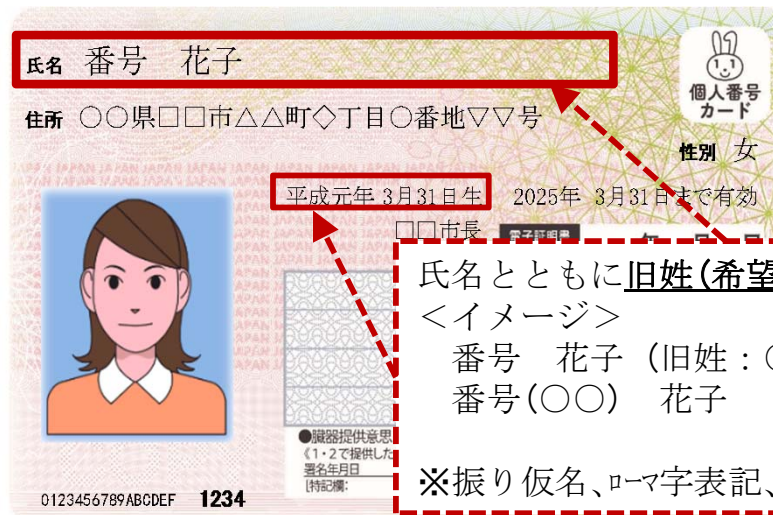
「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

○日本再興戰略2016(H28.6.2閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから…順次実現」

<イメージ>

本名と旧姓を
区別できる
よう配慮

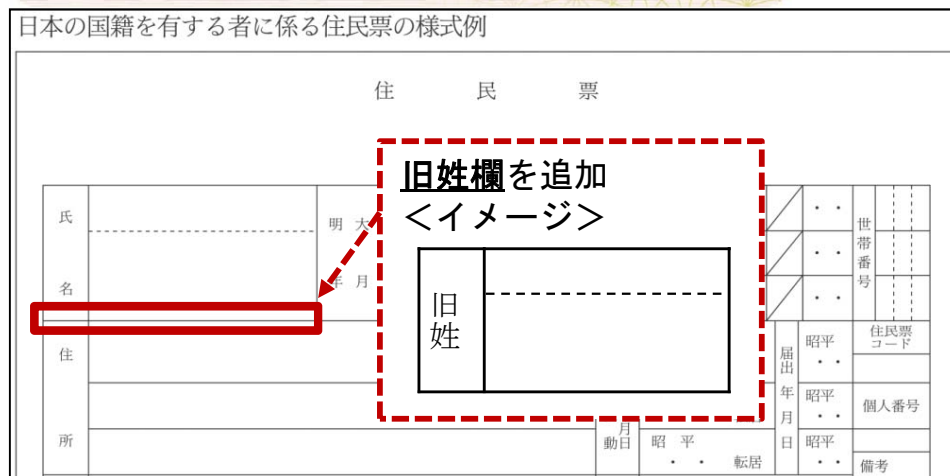


氏名とともに旧姓(希望者のみ)を併記
＜イメージ＞

番号 花子 (旧姓：〇〇)

番号(〇〇) 花子 など

※振り仮名、ローマ字表記、西暦表記も



マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（1／2）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)の変更(抄)
(平成28年5月20日閣議決定)

I. 世界最先端 IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果

1. これまでの代表的な成果

(2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付や、母子健康情報の提供等
- 国家公務員にカード身分証のマイナンバーカードへの一体化
- マイナンバーカードの国民への無償配布

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討
- 一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- 国・地方公共団体の調達情報の共有を開始。マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討
- 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討
- マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを順次実現
- 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、可能なものから順次実現

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（2／2）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定（抄）

（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決

（2）マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

○マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの提供

（3）IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

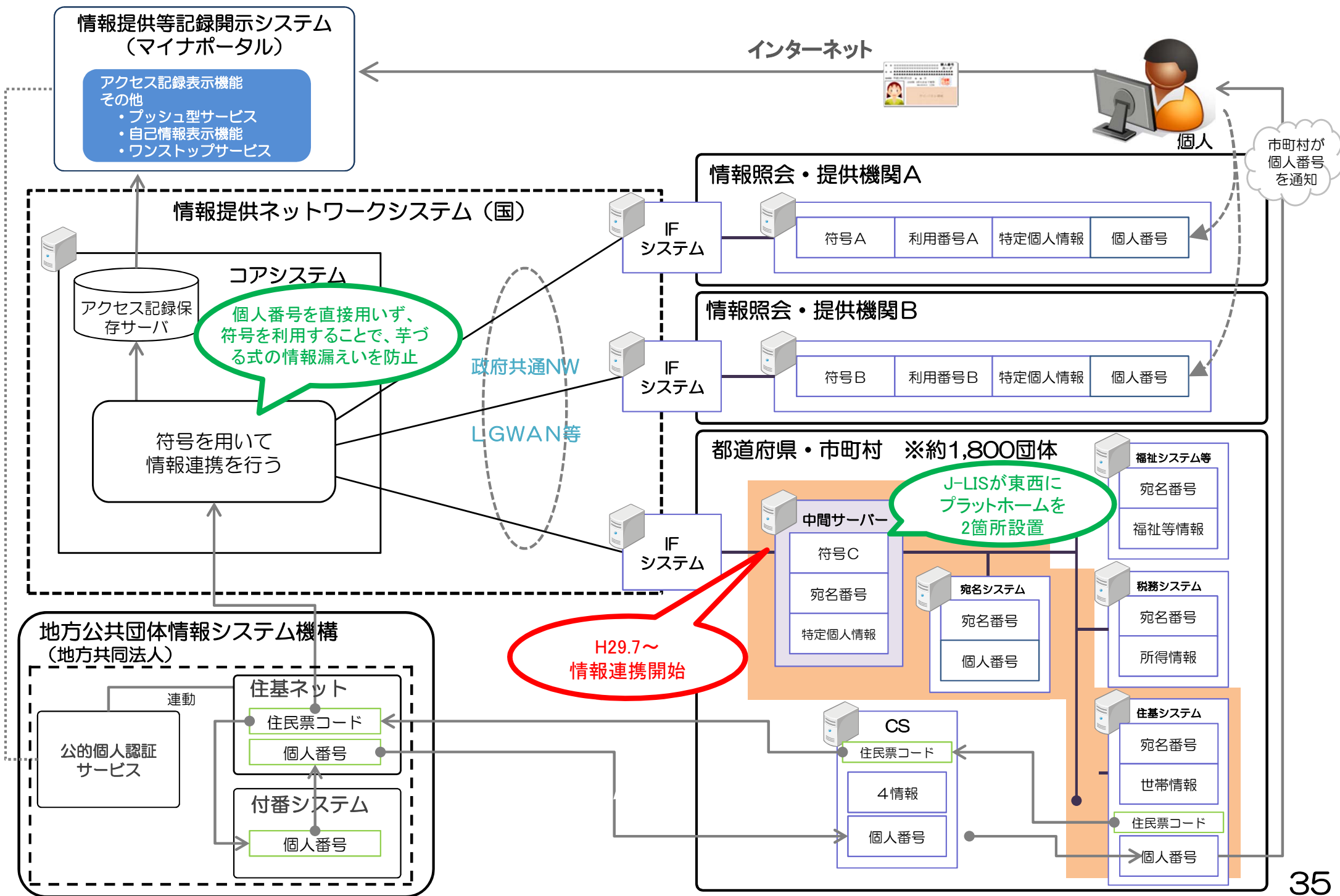
○マイナポータルの構築・利活用

- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）

○マイナンバーカードの普及・利活用の促進

- ・ 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討
- ・ マイナンバーカードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、民間事業者と検討
- ・ 医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能に
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討
- ・ 民間事業者による空き領域の利用
- ・ 公的個人認証機能のスマートフォンで読み取り申請の実現や、利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの実現
- ・ マイナンバーカードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大し、順次、対象手続きを拡大。また、コンビニ交付サービスで構築された電子証明書の有効性確認等の機能を他のサービスでも活用できることとするための検討
- ・ 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分を活用した公共施設や自治体ポイント等の効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の推進
- ・ 公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用
- ・ 公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ
- ・ 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いたより正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たっての情報の共有の在り方について、マイナンバー制度の見直しも含めて検討

社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



情報連携する住民票関係情報について

- 平成29年7月開始の情報連携について、住民制度課所管の提供情報は住民票の世帯情報である。
- 各市区町村は事前に、J-LISが運用する中間サーバーに住民票関係情報を副本登録しておく。情報照会があった際には、当該登録情報が情報照会者に回答される。
- 住民票関係情報の中間サーバーへの副本登録については、具体的には以下のとおり。
 - 続柄コード
各続柄に対応したコードの値を第1世代から最大第4世代まで登録する。コードの値は既存住基システムにおいて設定されているものを中間サーバーの副本登録でも使用する。

(例) 【続柄:コードの値】⇒【祖父:62】【弟:74】【子:20】と対応しているため、
「祖父」と登録するときは、「62 □ □ □」となる(第1世代に「62」を入れ、第2世代以降を空欄)。
「祖父の弟の子」と登録するときは、「62 74 20 □」となる(第1世代から第3世代までに
「62」「74」「20」を入れ、第4世代を空欄)。
 - 世帯番号
各市区町村が各世帯を一意に管理するために指定する番号を登録する。
- その他、住民票関係情報の中間サーバーへの登録に関する事項については以下のとおり。
 - 住民票関係情報に係る副本の登録頻度について
 - 住民票関係情報に異動があった場合、原則、住基ネットの本人確認情報の更新通知と同時に更新登録を行うことを原則とし、最低でも日次で更新登録を行う。
 - 住民票関係情報とともに登録する確定時点について
 - 異動年月日を登録する。

特定個人情報データ標準レイアウト(住民票関係情報)

特定個人情報	1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
情報提供者	市町村長

【情報提供側情報】

項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目	データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明	提供可能となる情報の状況			備考
						桁数	可変/固定			毎年の登録月日	毎年の確認月日	提供可能となる過年度の年数	
1	TK00000100000005	1.0	住民情報	-	-	-	-	-		-	-	-	
2	TK00000100000010	2.0	世帯主との続柄コード	-	-	-	-	-		-	-	-	
3	TK00000100000020	2.0	続柄コード1	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 1世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	
4	TK00000100000030	2.0	続柄コード2	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 2世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄1世代目で表現できない場合に設定する。1世代目のみで表現できる場合は空白とする
5	TK00000100000040	2.0	続柄コード3	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 3世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄1、2世代目で表現できない場合に設定する。1、2世代目で表現できる場合は空白とする
6	TK00000100000050	2.0	続柄コード4	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 4世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄1、2、3世代目で表現できない場合に設定する。1、2、3世代目のみで表現できる場合は空白とする
7	TK00000100000060	2.0	世帯番号	文字列	半角英数字	15	固定	-	・市町村内で住基世帯を一意に管理するための番号を指定する。 ・左詰めで設定することとし、15桁に満たない場合は空白にて補完する。	申請時に随時	なし	5年	

自治体中間サーバーへの住民票関係情報の副本登録について(通知)①

平成28年3月25日付総行住第62号 総務省自治行政局住民制度課長から
各都道府県住民基本台帳担当部長、社会保障・税番号制度担当部長あて通知

標記の件について、自治体中間サーバーへの住民票関係情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項)をいう。以下同じ。))に係る副本登録に当たって、副本の登録頻度及び確定時点(「地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書第1.3版(平成27年12月28日付け総務省個人番号企画室から発出)に定める確定時点又は「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針第04.01版(平成27年8月31日付け内閣官房社会保障改革担当室から発出)に定める確定日をいう。以下同じ。))について、下記のとおり定めましたので、通知します。

貴職におかれましては、本通知の内容を承知の上、域内の市町村(特別区を含む。)に周知してください。

なお、本件については、内閣官房社会保障改革担当室及び総務省大臣官房企画課個人番号企画室においても内容を承知しているものであることを申し添えます。

記

○ 住民票関係情報に係る副本の登録頻度

住民票関係情報に異動があった場合、当該異動情報に係る住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の本人確認情報の更新通知と同時に自治体中間サーバーへの副本登録を行うこと。

※ 本人確認情報の更新を伴わない住民票関係情報の異動については、最低でも日次処理で自治体中間サーバーへの副本登録を行ってください。

※ 住民記録システムの仕様上、住基ネットの本人確認情報の更新通知と同時に自治体中間サーバーへの副本登録を行うことができない場合には、最低でも日次処理により自治体中間サーバーへの副本登録を行うこととしても差し支えありません。

なお、この場合、住基ネットの共通運用時間(平日9時～17時)と自治体中間サーバーとの連携可能時間(住民記録システムと自治体中間サーバーとが連携して業務処理を行う時間をいう。以下同じ。)が異なることから住基ネットの本人確認情報の更新通知の前に自治体中間サーバーへの副本登録を行っても差し支えありません。

※ 自治体中間サーバーとの連携可能時間以外に住民票関係情報の異動の処理を行った場合には、翌開庁日の自治体中間サーバーとの連携可能時間に副本登録を行ってください。

自治体中間サーバーへの住民票関係情報の副本登録について(通知)②

○ 住民票関係情報の確定時点

① 住民票の消除を伴わない住民票関係情報の異動

住民票関係情報の異動年月日(異動の事由が生じた年月日)を“確定時点(=DateOfDetection)”として副本を登録すること。

② 住民票の消除を伴う住民票関係情報の異動

住民票関係情報の異動年月日(異動の事由が生じた年月日)を“確定時点(=DateOfDetection)”に設定したまとめタグ(データ標準レイアウト中、項番1、住民情報特定個人情報項目コードTK00000100000005、版番号1.0、データ項目「住民情報」)を空タグとして登録すること。

なお、その際、ReasonOfNull属性にNotAcceptableを指定すること。

※ 異動年月日(異動の事由が生じた年月日)とは、異動が実際にあった日であり、住民票関係情報の確定時点には、住民からの届出日や市町村職員が住民票の記載等の処理を行った日等を入力しないでください。

※ 住民票の消除に伴う住民票関係情報に異動があった場合に、当該異動日以後に当該者に係る住民票関係情報の照会に対しては、情報なしである旨を回答するために、空タグを設定することとなります。

「マイキーくん」の着ぐるみを貸し出しています！

地元のイベントなどで、マイナンバー制度や

マイナンバーカードをPRしていただける

地方自治体や民間事業者の皆様に、

「マイキーくん」の着ぐるみをお貸しします！

詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。



平成28年3月8日 三鷹市様
(CATV番組の撮影)

- ※ 2等身型(写真右上及び左下)と3等身型(写真右下)の2種類用意しておりますので、用途に応じてご利用いただけます。
- ※ 貸し出しは無料ですが、着ぐるみの運搬にかかる費用は、貸し出し先でご負担いただくようお願いしています。

総務省連絡先

公的個人認証サービス利用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517



平成28年3月23日 徳島県様
(公的個人認証利活用事業の実証イベント)



平成28年7月1日 飯泉 徳島県知事と
(全国知事会情報化推進PTで着ぐるみご紹介)